

## 東洋ビジネスキャピタル出資概要

### 設立趣意

多くの日系企業様が直面される代表的なトラブルは、タイ側株主の問題、労使問題、税関・税務署の問題となっておりますが、タイ側株主の問題は法人設立時の適正対処によって、ある程度未然に防ぐことが出来ます。

しかしながら実態は、多くの日系企業様がタイ側株主のトラブルでお悩みというご相談が後を絶ちません。そこで東洋ビジネスサービスのグループ会社として、日系企業様向けの出資を目的とする東洋ビジネスキャピタルを設立いたしました。

東洋ビジネスキャピタルは、日本とタイの懸橋として両国の経済発展に貢献することを理念に、日系企業様の安定、安心、安全なタイ側株主となることを使命としております。

### 弊社概要

- ・社名: Toyo Business Capital Co., Ltd.      ・代表者: 中尾 英明      ・資本金: 2百万バーツ
- ・株主: Toyo Business Solutions Co., Ltd. 49%, MHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd. 48%, Toyo Business Service PCL 3%

### 弊社出資要件

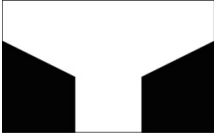
- (1) 出資対象企業は東洋ビジネスサービスの月次マネジメントサポート契約先 (原則、親密お取引銀行からのご紹介が条件)
- (2) 出資比率原則 3%\*まで (貴社を筆頭株主とする穴埋め的な役割が主のため) \*3%超の持株比率の場合は応相談
- (3) 多くの日系企業様に投資するため、資本金 2百万バーツを優先(上限で資本金 4百万バーツ)

### 出資申込時にご提出いただく書類 (ご提出頂いた書類は原則返却致しません。)

- (1) 全てのお客様
  - ① 出資依頼書 (弊社雛形に貴社実印を捺印したもの)
  - ② 貴社(タイ現法の親会社となる法人)の会社謄本及び印鑑証明書の写し
- (2) 弊社の出資比率が 3%超となるお客様
  - ① タイ進出の目的(書式自由、但し A4 用紙 1 枚以内)
  - ② タイの事業計画(書式自由、原則 3 年以上の事業計画)
  - ③ 貴社(タイ現法の親会社となる法人)の決算書の写し(直近3期分)、(主要)株主名簿

### 株主間協定書

- (1) 弊社の出資比率が 3%超となる場合、原則、以下の事項を定めた株主間協定書ご締結頂きます。
  - ① 貴社保有株式の譲渡制限
  - ② 以下の事由が発生した場合の貴社の株式買取義務
    - a. 貴社が貴社タイ現法からの出資を引き揚げる時、もしくは貴社タイ現法が解散する時
    - b. 弊社が貴社タイ現法の保有を取りやめる時
    - c. 法律、政府方針等により弊社が貴社タイ現法の売却を余儀なくされた時
  - ③ その他、弊社が貴社に要請し、貴社及び貴社タイ法人が合意する事項
- (2) 株主間協定書は、貴社・貴社タイ法人、及び弊社の三者間で締結致します。



## 出資スキーム

### 1. 内資会社設立のための要件

- ・最低資本金は 200 万バーツ（外国人 1 名がワークパーミットを取得する場合の最低資本金額）
- ・外国人の出資比率は 50%未満とする。（但し、土地保有を考慮する場合の外国人の出資上限は 49%以下）
- ・株主は 2 名以上。（2023 年 2 月の民商法典改定により要件緩和）
- ・取締役の国籍要件無し。（但し、サイン権者を有する外国人はワークパーミットの取得が必要）
- ・取締役の定数要件無し。

### 2. 主な出資金サービス提供企業（ご参考）

#	会社名	特徴
1	MHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd.	みずほ銀行系
2	TD Consulting Co. Ltd.	りそな銀行系
3	SBCS Co., Ltd.	三井住友銀行系
4	SMBC Management Service Co., Ltd.	
5	Bangkok Consulting Partners Co., Ltd.	バンコク銀行系（日本の地方銀行数行も出資）
6	Bangkok BTMU Limited	三菱東京 UFJ 銀行系
7	YC Capital Co., Ltd.	山田コンサルティンググループ系
8	Konoike-Sotus Venture Co., Ltd.	鴻池運輸グループ
9	J-Will International (Thailand) Co., Ltd.	独立系コンサルティング会社
10	Nippon Parking Development (Thailand) Co., Ltd.	日本駐車場開発株式会社のタイ現地法人
11	Hongo Tsuji (Thailand) Co., Ltd.	辻・本郷 税理士法人のタイ現地法人

**注記**

- ・銀行系の出資金サービスについては、日本のお取引先部店経由でのご相談をお勧めいたします。
- ・各出資金会社で出資条件が異なる点にご留意ください。
- ・当一覧はお取引を推奨するものではありません。サービス内容はお客様ご自身でご確認の上、ご判断下さい。

### 3. 出資スキーム例

